

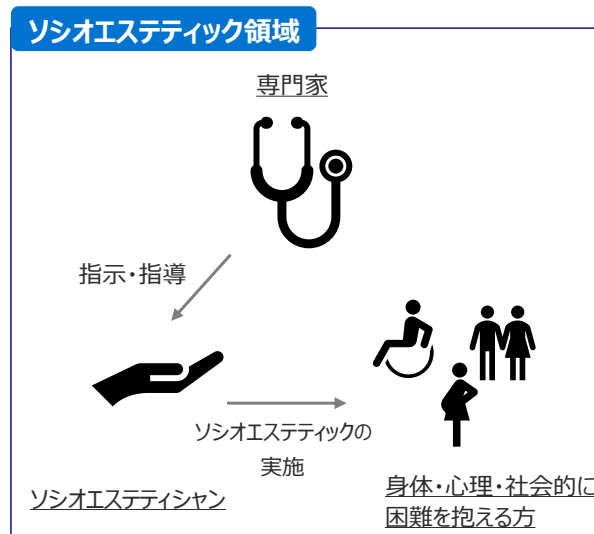
第1回委員会（11月7日）決定事項の振り返り

資料No.2

- 第1回委員会では、本事業の趣旨等をご説明した上で、ガイドライン策定の対象範囲や、策定方法について、ご議論いただいた。
- このほかの議事詳細は、参考資料 1「第1回委員会議事録」記載の通り。

ガイドライン策定の対象範囲

- 「ソシオエスティックガイドライン」（第1版）は、BtoBtoCモデルのサービスで、専門家の指示・指導のもと、身体・心理・社会的に困難を抱える方のQOL（生活の質）向上を目指すエスティックサービスを主な対象とする。
- 具体的には、ソシオエスティシャン-病院・福祉施設-患者・利用者を想定する。



ガイドラインの策定方法

- ガイドラインは、「エスティック統一自主基準」に準拠して、ソシオエスティックサービスに特化・具体化する。
- 医療・福祉サービスの取組(BtoB)や、サービスの現状(BtoB、BtoC)を把握して、ガイドラインを策定する。

【医療・福祉サービスの取組(BtoB)の反映】

- ・「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」、「病院機能評価（緩和ケア病院）」記載の事項を参考に、ガイドラインの項目を作成
- ・従来ある「エスティック統一自主基準」と整合させる。

【サービスの現状（BtoB、BtoC）を把握】

- ・アンケートとヒアリングを実施して、現状を把握する。

【想定項目】

1. 多様なお客様対応の実態把握
2. ソシオエスティックに関する認知・関心・トラブル、誤解等



アンケート



ヒアリング